

審議事項 2 プランの構成について

【審議事項】

プランが完成したときの全体の構成について、内容の過不足や問題はないか

(説明)

- ・この資料のイメージとしては、目次の項目とその内容の説明をするようなものになります。
- ・プラン構成の作成にあたっては、他都市の計画を参考に作成をしています。

構成項目	内容
第1章 (仮称) 旭川市ジェンダー平等プランについて	●始めにプランの趣旨や社会情勢、前の計画(今時点での現行計画)の状況を示します。
1 プラン策定の趣旨	・これまでの本市の男女共同参画基本計画の経緯や、今回のプラン策定の目的などを説明します。
2 プランの位置付け	・法律や本市の他の計画との位置関係を説明します。
3 プランの背景	・本市や国際社会及び国の状況等を整理します。
(1) 旭川市の現状	・本市の現状について、課題点と併せて整理します。 (例 人口減少、若年層の転出、社会への女性の参画状況など)
(2) 国際社会及び日本の状況	・国際社会の情勢や日本全体の状況について整理します。
4 第2次あさひかわ男女共同参画基本計画の取組状況	・R7年度までの現行計画の評価指標の達成状況について整理します。
第2章 (仮称) 旭川市ジェンダー平等プランの概要	●名称や計画期間、施策の体系、評価指標など、本プランの大枠を説明します。
1 計画の名称	・令和6年度に審議会の審議を受け完成させた、「(仮称)旭川市ジェンダー平等プラン基本方針」で整理した内容を記載します。
2 計画の期間	
3 基本理念	
4 プランの構成	
5 施策体系	
6 評価指標	

構成項目	内容
第3章 施策の展開	●目標や指標についてどのような取り組みをしていくかを示します。
基本目標Ⅰ ジェンダー平等の実現に向けた意識改革の促進 基本的方向1 人権尊重とジェンダー平等の視点に立った意識改革	・基本目標については、その目標を定めた目的を説明します。 - 基本的方向については、現状と課題を示し、それを解決するための施策の方向性を説明します。
基本目標Ⅱ あらゆる分野でのジェンダー平等の推進 基本的方向1 働く場におけるジェンダー平等の推進 基本的方向2 家庭生活におけるジェンダー平等の推進 基本的方向3 多様な働き方への支援 基本的方向4 地域におけるジェンダー平等の推進	
基本目標Ⅲ 誰もが安心して暮らせる社会の実現 基本的方向1 ジェンダー平等を阻害するあらゆる暴力の根絶 基本的方向2 多様性を尊重する環境の整備 基本的方向3 困難や不安を抱える女性への支援 基本的方向4 生涯を通じた健康支援	
基本目標Ⅳ 誰もが安心して暮らせる社会の実現 基本的方向1 ジェンダー平等を阻害するあらゆる暴力の根絶 基本的方向2 多様性を尊重する環境の整備 基本的方向3 困難や不安を抱える女性への支援 基本的方向4 生涯を通じた健康支援	
第4章 プランの推進	●プランを推進する組織体制や進捗の管理、見直しについて説明します。
1 プランの推進について	・市役所内だけでなく、本審議会や市民、事業者等と連携を図り推進体制を強化する事を説明します。
2 プランの進捗管理	・毎年の進捗状況を把握し、報告書を作成して公表することを説明します。
3 プランの見直し	・原則5年毎に改訂し、その他必要に応じてプランを見直すことを説明します。
資料編	●プランに関係する資料として、本審議会や経過、関係法令等を示します。
1 旭川市男女共同参画審議会委員名簿	・策定にあたり審議をいただいた本審議会委員の名簿です。(氏名と所属のみ)
2 諮問書	・市から審議会へ諮問した諮問書を掲載します
3 プラン策定の経過	・令和6年度の第1回審議会から始まった、プラン策定の経過をまとめます。 ・市民意識調査を実施したことやパブリックコメントの結果などもここにまとめます。
4 関係法令等	・市の条例や国の法律などの関係法令を掲載します。
5 男女共同参画のあゆみ	・世界・日本・本市の男女共同参画のあゆみを整理します。